

令和4年2月22日招集

茂原市議会定例会会議録（第4号）

議 事 日 程 （第4号）

令和4年3月4日（金）午前10時00分開議

第1 報告第1号から第3号並びに

議案第1号から第22号の

質疑後委員会付託

第2 発議案第1号の上程説明並びに審議

第3 休会の件

茂原市議会定例会会議録（第４号）

令和４年３月４日（金）午前10時00分 開議

○議長（中山和夫君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は22名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ —————

議 事 日 程

○議長（中山和夫君） 本日の議事日程は、昨日の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付のとおりとなっておりますので、御了承願います。

————— ☆ —————

報告第１号から第３号並びに議案第１号から第22号の質疑後委員会付託

○議長（中山和夫君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第１「報告第１号から第３号並びに議案第１号から第22号の質疑後委員会付託」を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初に、報告第１号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に報告第２号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に報告第３号「専決処分の承認を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第１号「令和３年度茂原市一般会計補正予算（第12号）」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第２号「令和３年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第１号）」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第3号「令和3年度茂原市特別会計駐車場事業費補正予算（第1号）」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第4号「令和3年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第5号「令和4年度茂原市一般会計予算」についてであります。本案は、議会運営委員会の協議に基づき予算審査特別委員会を設置し、その席で細部について審査を行うこととし、本議場においては、市長の政治姿勢等に係る大綱のみについて質疑を行うこととしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。したがって、そのように決定しました。

それでは、議案第5号「令和4年度茂原市一般会計予算」について、大綱的な質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第6号「令和4年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第7号「令和4年度茂原市特別会計農業集落排水事業費予算」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第8号「令和4年度茂原市特別会計駐車場事業費予算」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第9号「令和4年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第10号「令和4年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第11号「令和4年度茂原市下水道事業会計予算」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第12号「茂原市いじめ等問題対策連絡協議会等条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第13号「茂原市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） それでは、議案第13号の情報公開条例の一部を改正するということで、2点ほど伺います。

1つは、改正理由に、請求件数の増加がある、このように記載されていますが、それでは実際の請求件数と請求者の数、そしてそれに係る時間と経費について伺いたいというのが1点。

2点目は、今まで無償だったものが300円という手数料を取るという、その300円を設定した根拠。そして、その300円の今回無料だったところを有料にするという点では、県内ではほかにどういったところがあるのかを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（中山和夫君） 当局の答弁を求めます。総務部次長 渡邊正統君。

○総務部次長（渡邊正統君） 初めに、請求件数と請求者数につきましては、平成27年度は4名の方から4件の請求、平成28年度は17名の方から30件の請求、平成29年度は19名の方から23件の請求、平成30年度は21名の方から47件の請求、令和元年度は22名の方から97件の請求、令和2年度は33名の方から111件の請求があり、増加傾向にあります。

また、処理に係る時間と経費についてでございますが、直近の今年度2月末の請求件数106件を基に試算いたしますと、処理時間の合計は約304時間、経費は、職員の時間単価を掛けますと約81万円となります。

次に、手数料300円の根拠でございますが、こちらの手数料につきましては、国の制度に準じた設定でございます。

次に、県内の導入状況でございますが、県内で同様の手数料をいただいているのは17市町村でございます。以上でございます。

○議長（中山和夫君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） それでは、具体的にどういった内容の請求があるのか示していただき

たいと思います。

○議長（中山和夫君） 総務部次長 渡邊正統君。

○総務部次長（渡邊正統君） 請求内容ですが、工事に関する設計書、小中学校の教科書選定をした際の会議録、市で契約している保険の契約書類、市道の位置図等の請求がございました。以上でございます。

○議長（中山和夫君） 平ゆき子議員。

○19番（平ゆき子君） 答弁を伺いまして、請求件数が急激に増えたという内容は分かりました。職員の皆さんのそういう負担もあるんだろうと。それは致し方ないと思うんですけども、手数料を徴してまで、市民の知る権利という点をこれは阻害しているんじゃないかと私は思われるんですけど、そういったところで当局はどのようなお考えなんですか。

○議長（中山和夫君） 当局の答弁を求めます。総務部次長 渡邊正統君。

○総務部次長（渡邊正統君） 今回の改正内容につきましては、国に準じた手数料でありまして、特に生活困窮者には減免措置を規定してあることから、適正な負担であると考えております。市民の知る権利を阻害するものではないと考えております。以上でございます。

○議長（中山和夫君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第14号「茂原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第15号「茂原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第16号「茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第17号「茂原市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。常泉健一議員。

○22番（常泉健一君） 議案第17号「茂原市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑をさせていただきたいと思います。このことにつきましては、全員協議会でも質問させていただきました。そういう意味から、重複する点があるかと思いますけども、御容

赦のほどお願い申し上げたいと思います。

本議案の提案理由では、学校再編第二次実施計画に基づき、新治小学校の複式学級を解消するためと説明されておりますが、私は、複式学級を解消する方策は統合だけではないと思っております。

そこで、学校再編第二次実施計画について質問をさせていただきます。これまで学校再編に関しましては、不手際な点、不可解な点など、様々な問題点が挙げられてきました。今回の議案に関すれば、新治小学校を本納小学校に統合させる確約書の存在が明らかになっています。その内容は、令和2年4月10日付で田中市長から文部科学大臣へ、令和4年12月議会において条例を改正し、令和5年度に統合することを確約しますというものであります。新治地区説明会において、この確約書について、地区住民からの質問に対し、当局は、統合を確約する表現は適切ではなかったと釈明弁明し、さらに、地域の意向を無視して統合を進めるつもりはない。統合を検討していて、可能性があったので交付金を申請した。申請することにより、国の交付金として1億2800万円余が交付されることが目的であったと述べられております。

そこで4点お伺いしたいと思います。

1点目として、このようなケースは行政では当たり前のことなのか。対象校の保護者及び住民の意向を先に調査すべきではなかったのか。議会の承認が必要な条例改正を確約するというのは、行政運営として問題はないのか。その点についてのお考えを伺いたいと思います。

2点目として、第二次実施計画の中には、新治地区は宅地開発が進められているものの、小規模化の解消は見込めないものと考えていますとの記述があります。何をもって小規模化の解消は見込めないとしたのでしょうか。地元住民は宅地開発により、子どもたちが増えることはもちろん、地域に活力を生み出すこととなると大きな期待をしているところに、水を差す、心ない内容の記述には大変理解に苦しむところであります。

宅地開発については、新治小学校から直線距離にして500メートルほどの場所に住宅戸数261戸という近年にない大規模な宅地開発が着工しており、現在は13戸が完成し販売開始となっております。さらに、2月末には6戸の建築が着手するなど、令和7年度の完成に向け、順調に進捗しております。教育部局からは、学校再編については全庁的に審議したという答弁がありますが、茂原市総合計画の中には、教育環境の整備に、宅地開発事業など、的確に把握し、学校再編との整合性を考慮した計画的な校舎の整備に努めますとあります。

そこで質問ですが、このような現状で、茂原市総合計画の策定に当たった企画政策課としては、全庁的な審議に加わった際にどのような見解をお持ちであったのか、お伺いいたします。

3点目として、統合以外の方策としての質問をさせていただきます。仮に統合見直しをした場合、地元要望の強い小規模特認校制度に転換する場合は、既に交付された国の交付金1億2800万円余を返金しなければならないのか、その点についてお伺いいたします。

次に、4点目といたしまして、茂原市広報での公表についてお聞きいたします。2月15日号の広報には、茂原市学校再編第二次実施計画を策定しました。本計画は教育委員会の方針を示したものであり、この計画に基づき学校再編を進めていきます。なお、統合時期は議会の議決を経て決定しますと記されております。

そこで質問ですが、3月議会の開催前に、茂原市広報の2月15日号に統合時期を発表すると言語道断であり、認識の違いに驚いているところであります。唐突に議会、審議会前に統合時期を公表した意図は何なのか、議会、審議会前に公表することは議会軽視に当たらないのか、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

1回目の質問とさせていただきます。

○議長（中山和夫君） 当局の答弁を求めます。教育部次長 佐久間尉介君。

○教育部次長（佐久間尉介君） まず、新治小学校は全児童が30名、極端な小規模化で、市内で唯一複式学級を有しております。保護者の多くは統合に賛成であり、早期統合により、多くの子どもたちと学ぶ環境を望んでおります。また、地域とも話し合いを重ねてきた結果、理解が深まっており、学校再編審議会からの答申や教育委員会会議の決定を受け、本納小学校との統合時期を令和5年4月1日とする茂原市学校再編第二次実施計画が策定されました。統合準備を進めるための協議や周知の期間を踏まえ1年間は必要との考えから、条例改正案を本議会に提案したものでございます。

確約書の関係につきましては、その当時に補助金のメニューとしまして、統合に関するメニューしかなかった。その中で、第1次実施計画におきまして、本納の3校統合というような形で進めておったところでございます。一般財源で税金を投入して学校を造るということではなく、特財をつかめるチャンスがあれば、そこに進むというのが当然のこととっております。

続きまして、本納ニュータウンの関係でございますが、この間の全員協議会でもお話し申し上げましたとおり、現在、令和3年の販売状況としましては、第1工区で13棟区が分譲されまして、令和3年に2棟、令和4年2月末現在で6棟の成約済みとなっているということは確認しております。ただ、事業者からの計画ですとか当初の聞き取りから、各工区内で15棟程度を分譲し、10年程度で完了するという話を伺っていますけれども、児童数はピーク時で最大50人と見込んでおりますことから、当初の計画どおりの販売は困難な状況、そして子どもたちもそれ

ほど増加しないと考えております。

続きまして、国の補助金につきましては、事業認定を受けました令和2年度から3年度以内の統合が条件となっており、その間に統合ができなければ返還することとなります。

続きまして、茂原市学校再編の第二次実施計画につきましては、令和4年1月26日の教育委員会会議で決定され、1月27日付で各議員の皆様へ送付させていただいたところです。また、2月15日の議員全員協議会におきましても、計画内容を御説明させていただいたところです。広報の2月15日号では、計画策定に伴い、計画の概要を記載し周知を図ったものであり、統合時期は議会の議決を得て決定となる旨も記載しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（中山和夫君） 企画財政部次長 木島成浩君。

○企画財政部次長（木島成浩君） 市全体としての考え方への御質問でございますけれども、学校再編につきましては、子どもたちの未来に関わる大きな問題でございます。各部局の立場で意見を出し合いながら、また有識者などの御意見を伺いながら協議を行いまして、総合計画に掲載いたしております。

それから、学校再編第二次実施計画についてでございますが、この策定にあたりましても、関係部局が意見交換会に参加させていただき、地域の皆様の御意見を直接伺っております。また、庁内では担当ごとの個別協議や関係課長会議などを行いまして、最終的には、庁議において市長を含めた全体的な合意形成を図ってきたところでございます。こういった経緯、考え方に基づきまして、学校再編につきましては、市としての重要な事業だと捉えております。以上でございます。

○議長（中山和夫君） 再質問ありますか。常泉健一議員。

○22番（常泉健一君） 1回目の質問で私が聞きたいことは、議会の承認が必要な条例改正を確約するということは、行政運営として問題がないのかということだったんですが、いいです。そこを聞きたかったんです。それについては、いろいろ答弁のとおりなところもあります。

1点目についての再質問をします。そのことは、私は住民無視、交付金ありきにほかならない行政運営だと思います。先ほど話したとおり、確約書には令和4年12月議会で条例改正、令和5年度に統合とあります。このことは、当事者である地域住民から見ますと、地元の皆さんから見ますと、最悪の場合でも、条例改正が議案提出される令和4年12月議会までに何とか、何とか議論を重ねて、地域を二分することのないような方策を考えている最中でありまして。突然、今3月議会に提出されるという事態となっており、地域住民の心情を全く考慮していない、

無礼極まりない対応であると私は考えます。このような対応は、地域住民が茂原市に対して大きな不信感を抱くことにつながります。確約書には令和4年12月議会と記載があるのに、なぜ前倒しをして今3月議会に議案提出をしたのか、経緯と理由についてお伺いいたします。

3点目でございますけども、地元の要望の強い小規模特認校制度に転換するには返金をするというようなことで答弁がありました。そこで再質問します。小規模特認校について、当局の見解は、小規模特認校の成功事例のある宇都宮市は人口が51万7000人、茂原市の約6倍、児童数は7倍。城山西小学校の取組を茂原市で実施した場合、児童数は増えない、大きく増えるところがない、導入しても小規模化の解消はできないとのことでありました。当局は人口差を理由に小規模特認校を導入しないとしています。最近の報道では、令和4年2月7日の千葉日報に、印西市において、地元住民の要望を受け、市教育委員会は方針を転換し、船穂小学校と本埜中学校を小規模特認校と認定しました。印西市の人口は約10万7000人です。市の政策は当初計画のとおり進めていくことも当然重要であります。他の自治体の動向を見ても、学校再編は子どもたち、保護者、地域住民の声を十分聴いて柔軟に対応していくことが必要だと思います。このことについての考え方を伺いいたします。

4点目の再質問をさせていただきます。まず、議会前に広報の発表は、私は慎重でなければいけないと思います。広報を読んだ住民は、もう統合時期が決定したと捉える方が多いと思われます。実際に住民からは、もう決まったかのような発表はおかしいとの声を私はいただいております。もう少し慎重に、住民に配慮した対応をすべきではないかと思っておりますけれども、この点についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（中山和夫君） 当局の答弁を求めます。教育部次長 佐久間尉介君。

○教育部次長（佐久間尉介君） まず確約書の関係でございますが、確約書の提出時は、統合時期がその時点で定まっていなかったため、補助金の期限となる令和5年度を統合時期とし、条例提案も同様の理由で令和4年12月議会としておりました。

続きまして、新治小学校は、先ほども御答弁申し上げましたとおり、極端な小規模化が進んでおります。茂原市の学校再編第二次実施計画におきましても、新治小学校は本納小学校と令和5年4月1日に統合と定められたことから、統合準備を進めるための協議や周知の期間を踏まえ1年は必要と考え、条例改正を本議案に提案したものでございます。話し合いの中で、保護者から、統合を早めに決定して、新治小学校での最後の入学式、最後の運動会、最後の卒業式、そういった気概を持って臨みたいといった要望等もございました。

続きまして、特認校の関係でございますが、残念ながら、本市だけに限らず、少子化は加速

する一方です。その中で、新治小の保護者の方たちは特認校を望んでおりません。本市で仮に実施したとしても、新治小の小規模化の解消にはつながらない、そういうふうな形で教育委員会としては考えております。

続きまして、広報の関係でございますが、広報につきましては、先ほども申し上げましたとおり、計画策定に伴いまして、計画の概要を記載し周知を図ったものであります。統合時期につきましては、議会の議決を得て決定となる旨も記載してございますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（中山和夫君） さらに質問ありますか。常泉健一議員。

○22番（常泉健一君） 当局の答弁を聞いていますと、私ども、地域の皆さんと、考え方にかなりの差がございます。もう少し慎重に調査研究をしていただきたいということを最後に言葉として申し上げたいと思います。終わります。

○議長（中山和夫君） ほかにありませんか。三橋弘明議員。

○21番（三橋弘明君） 議案第17号についての質疑をさせていただきます。

市及び市職員は法令や条例に基づき、市政運営に努めておることと思います。特に本市では、茂原市まちづくり条例が制定されております。本条例で、この条例の目的や協働のまちづくり、そして市民自治が明記されておりますが、議案第17号に関しては大きな疑義を抱かざるを得ません。市及び教育委員会の性急な統合ありきの方針は、市民の市政運営に対する疑問や不信を増幅させております。また、子どもたちの意見や考え方を十分聴くことなく統合を進めることは、子どもたちに悪影響を与えるとともに、保護者間、子どもたちの対立を生んでおると思います。教育委員会が問題をつくり、深刻化させていると言えます。そのようなことで、本議会で採決するのではなく、新治地区の皆様との話し合いや意識の醸成を図るべきと考えます。そこで、見解を伺います。

○議長（中山和夫君） 当局の答弁を求めます。教育部次長 佐久間尉介君。

○教育部次長（佐久間尉介君） 新治地区では、学校再編審議会からの答申後においても、PTA役員8名と新治地区の自治会長6名との話し合いを7回にわたって行い、その結果を自治会に回覧し情報提供するとともに、各自治会との話し合いを行ってまいりました。自治会との話し合いや自治会の考えを伺った中では、下太田自治会が統合に賛成意見、桂自治会は反対意見はない、吉井自治会がおおむね賛成意見であり、賛成及び反対意見はないとした3地域は、人口比で新治地区の全体約6割となります。一方で、上太田自治会、大沢自治会、柴名自治会では反対意見が多くありましたが、賛成意見もあり、地域全てが反対ではないと考えておりま

す。このことから、保護者の多くは賛成の中、保護者と地域を合わせて一定程度の住民理解が得られたものと考えております。

なお、昨年の12月18日には新治地区全体の住民を対象に報告会を実施し、その席上、本定例会に条例改正を提案する予定である旨も説明しております。以上です。

○議長（中山和夫君） 再質問ありますか。三橋弘明議員。

○21番（三橋弘明君） 今、当局の答弁をいただきましたけども、常泉議員の質疑と当局の答弁はあまりかみ合っておらず、平行線と言えます。私はこの議論のとき、大岡越前の話が浮かびます。それは、2人の母親が1人の男の子を自分の子どもだと言い張ります。大岡越前は、子どもの手を引っ張り合い、勝ったほうを母親と認めようという話です。2人は子どもの手を思い切り引っ張り合うと、子どもはあまりの痛さに泣き叫びます。そのとき、本当の母親は手を離れたという話です。子どもたちのことを考えたとき、本3月議会で採決するのではなく、もう少し時間をかけ、話し合いを進めたほうが私はよいと考えます。

もし、答弁をもらえるなら。なければ要望でいいです。

○議長（中山和夫君） ほかにありますか。河野英美議員。

○3番（河野英美君） 私も3点質問をさせていただきます。前の質問と重複する内容もあるかと思いますが、御了承いただきたくよろしくお願いいたします。

まず初めに、1月24日の議会運営委員会に出されました今定例会の提出予定議案に、この第17号議案はありませんでした。それは、その2日後の1月26日に、教育委員会議で茂原市学校再編第二次実施計画が策定されたということでございますが、翌27日付で資料が各議員のところに郵送されてきたことだと思っております。そこには、3月定例会で茂原市立小学校設置条例の一部改正議案を提出させていただく予定でありますとありました。これは私見でございますけれども、それを見た率直な印象として、なぜこんなに急いでいるのかという感じを受けました。そこで伺います。今定例会でなければならないというような何か大きな理由があるのならば、それを教えていただきたいと思います。

次に、令和3年10月28日の新治自治会との話し合いの概要を市がまとめた資料によりますと、住民からの確約書に関する質問に対して、表現がまずかったと思っている。そして、本納小が崖の問題で移転した。その崖の問題で移転するだけでは補助金はない。統合を見据えた移転であれば対象になるので、実施計画の中に統合の方針が出されていたので、令和5年4月に統合するという確約書をつけて補助金を申請したとあります。ここに令和5年4月という言葉がありますけれども、実際の確約書は令和5年度だと思います。そして、地元からすると、統合が

決まっていなのに確約書を出されたことは、非常に不愉快な気持ちだったと思う。決して統合ありきという意味ではなくて、その可能性があるので、補助金をもらうために出した。例えば統合になったときに、後から出してももらえない。だから、そういう趣旨で出したとあります。

そして令和3年12月3日、3か月前でございますが、豊岡の保護者、自治会との話し合いでも、そもそも新治小と本納小の統合であり、豊岡小は入っていないという確約書に書かれていることに基づいた発言がございました。これは私が12月定例会でも質問させていただきましたが、その際に当局は、令和2年6月18日の議員全員協議会において説明し、関連予算も可決していただいていることから、理解していただいているものと考えておりますという御答弁をされております。このことから、確約書問題について、当局は2年近く前に済んだことであるとの認識であるようですが、3か月前の住民の皆様との話し合いの中で御意見が出るということは、当局と住民の皆様の間に確約書について意識の差がある、住民の皆様は納得されていないのではないかという印象を受けました。この認識のずれについて、市はどのように考えていらっしゃるのか見解を伺います。

続いて3つ目ですけれども、スクールバスについてお伺いいたします。新治小の統合に伴い、基本的には児童全員をスクールバスで送迎するとのことでございますけれども、そういった認識でよろしいのでしょうか。

以上でございます。

○議長（中山和夫君） 当局の答弁を求めます。教育部次長 佐久間尉介君。

○教育部次長（佐久間尉介君） まず、先ほど常泉議員の御質問にも御答弁申し上げ、繰り返しますが、新治小学校は極端な小規模化が進んでおり、茂原市学校再編第二次実施計画で新治小学校は本納小学校と令和5年4月1日に統合と定められましたことから、統合準備を進めるための協議や周知の期間を踏まえ1年間は必要と考え、条例改正案を今議会に提案したものでございます。

また、話し合いの中で、先ほども申し上げたとおり、保護者の方々から、統合を早めに決定して、新治小学校での最後の入学式、最後の運動会、最後の卒業式という気持ちで臨んでいきたいんだという要望等も聞き及んでおるところでございます。

なお、二宮小学校と緑ヶ丘小学校の統合、富士見中学校と西陵中学校の統合におきましても、統合時期の1年前の3月議会において条例改正案を提案しておるところでございます。

続きまして、確約書の関係でございます。確約書につきましては、先ほど来御答弁申し上げ

ますとおり、本納小学校の新校舎を建設するにあたり、財源を確保するために補助金の申請に添付したものであります。その当時、統合に向けた協議がなされており、統合時期が決まっていなかった場合は確約書を出すという県の指示を受け、協議した中で、補助金の期限も考慮し、令和5年度に統合することを確約するという内容で提出いたしました。本来であれば、統合を確約するのではなく、令和5年度の統合に向け条例案を上程することを確約するとの表現にすべきであったと考えております。このことにつきましても、地域住民との話し合いの中でも同様の説明を行ってきておるところでございます。

次に、スクールバスについてですが、統合に伴い、新治小学校の児童たちに対して、通学に対する配慮からスクールバスを導入するものであります。スクールバスの詳細につきましては、今後設置予定であります統合準備委員会で検討してまいります。以上です。

○議長（中山和夫君） 再質問ありますか。河野英美議員。

○3番（河野英美君） 確約書のことに関してですけども、住民と当局の認識のずれについてどのようにお考えになっているかという見解を伺ったわけでございますので、答弁が私の意図とは違うと思うんですけれども、賛成の住民の皆様には、本当に統合が決まったという御理解をされて、ほっとされているところだとは思いますが。その一方で、反対の住民の皆様は、この条例改正の前倒しによって、もう議会も通って決定しました、これ以上反対の意見を言っても無駄ですよと絶望を突きつけられたお気持ちになると考えます。

この数年間、私は地域の様々な方から御意見を伺い、賛成の保護者の方のお気持ちも反対の方々のお気持ちも本当に痛いほど感じております。私は、市民活動においても、本納小建設の場所に対して反対と言っていました。その気持ちはいまだ変わっておりませんが、学校が建設されて、子どもたちが移転した現状を受け入れて、よりよい環境を行政や地域の皆様とともにつくっていかうと本当に考えております。そういった中で、新治の統合も現在の状況では否めないということも理解はしております。だからこそ、反対の御意見を持つ住民の方々のお気持ちに寄り添い、国の確約書に書かれている令和4年12月という文言どおりに条例の改正をしていただきたいと思います。と思っております。

先ほども申し上げましたけれども、10月28日の自治会話し合いの中で、当局から、地元からすると、確約書を出されたことは非常に不愉快な気持ちであったと思うという御答弁はありました。この前倒しがさらに反対住民の方々のお気持ちを傷つけ、市への信頼を損なうことになると思うのですが、それについて、市の見解をお伺いいたします。

それと、スクールバスに関してですけども、1月22日の本納小中の保護者との自治会等の

話し合いの中で、基本的に全員をスクールバスでという御答弁をされております。通学距離が4キロを超える場合にはスクールバスというのが国の規定となっておりますけれども、特にそれ以内でも乗せてならないということはございません。しかしながら、現在本納小に通学している児童の中には、遠い距離を歩いて通学しているお子さんがいらっしゃいます。そうしますと、新治の近い場所からバスに乗る子どもさんと本納の遠い場所から歩いて通学する子どもさんの間で不公平が生じることになると思うのですが、市の見解を伺います。以上です。

○議長（中山和夫君） 当局の答弁を求めます。教育部次長 佐久間尉介君。

○教育部次長（佐久間尉介君） 住民との認識のずれということでございますが、議員の皆様には確かに議員全員協議会の場で当時、謝罪をさせていただいております。地域住民との話し合いの中でも、先ほどお話ししたとおり、同様の説明を行ってきてまいりました。反対派の方たちは、そういった中で確約書を持ち出す場面が結構多かったと考えております。その中でも一つ一つ丁寧に説明してきたつもりでおりますので、よろしくお願いいたします。

12月18日の新治の説明会におきましても、その時点では第二次学校再編実施計画は定まっておりますでしたが、実施計画において、令和5年4月1日に統合という形で計画ができたとしたならば、3月の定例会に上程させていただきますという形でもインフォメーションをさせていただきます。

次に、スクールバスにつきましては、あくまでも統合に伴って、新治小学校の児童たちに対する通学への配慮という中でスクールバスを考えておりますので、本納小は確かにそういった形が出るかもしれませんが、あくまでも、今回のスクールバスにつきましては、新治小学校の児童たちに対する通学への配慮ということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（中山和夫君） さらに質問ありますか。河野英美議員。

○3番（河野英美君） 質問というか、私の見解を述べさせていただきたいと思います。

新治の回覧板に、学校再編より新治地区版というものが入りました。そして広報もばら2月15日号、そしてまた昨日、保護者に配布されました学校再編より、それぞれに、令和4年第1回市議会定例会に改正案を上程する予定です。議会の議決を得て決定となります。令和4年3月定例会に茂原市立小学校設置条例の一部改正議案を提出し、可決後に統合に向けた準備を進めていきますと書かれておりますけれども、これを読んだ方々というのは、特に気に留めないといえますか、難しい言葉で書かれておりますから、よく分からないで素通りするかなというようなことだと思うんです。茂原市学校再編第二次実施計画を策定いたしました、決定いたしましたと書かれていれば、大抵の方は、新治小は本納小と統合することが決まったんだと

理解されることだと思います。当局は説明しました、文書で書きました、きちんと伝えていましておっしゃっておりますけれども、果たして多くの住民の皆様には御理解いただけているのでしょうか。市はそういった、やりましたという既成事実をつくっているだけではないのかという感じも受けております。

一方で、この問題に関心のある保護者さん、これは新治の保護者さんなんですけれども、このような配布物に対して、議会で決まる前に先手を打ってきたんでしょうかという御意見を私は昨日いただいたんです。新治のお母さんからだったので驚いたんですけれども、そういうふうに感じていらっしゃる方もいるんだなと思いました。

いずれにしても、何か気持ちがおもやるといえるのか、私がずっと言い続けてまいりました、住民の皆様の気持ちに寄り添ってほしいということが、いまだ当局に御理解いただけてはいないんだなという気持ちがして、残念でなりません。

条例改正の前倒しは、これから統合を控えている豊岡地区の皆様にも影響すると考えます。豊岡地区は保護者、住民の皆様ともに、おおむね反対という状況でございます。しかしながら、統合となった場合には、条例の改正は豊岡小でも行わなければならないことでございます。

学校の再編は、常に子どもを一番優先で行うことでございます。そしてそれを取り巻く保護者、地域、行政の連携はとても重要となります。その根底には、信頼関係が絶対的に不可欠だと思っております。全ての住民の方に納得していただくことは不可能だということも分かっておりますが、少しでも地域のわだかまりを残さないためにも、そしてこれからの学校再編を円滑に進めるためにも、前倒しではなく、国への確約書どおりに条例の改正をしていただくことが茂原市のためにもなるのではないかと私は思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（中山和夫君） ほかにありますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第18号「茂原市国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第19号「茂原市介護保険高額介護サービス費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第20号「市道路線の認定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第21号「市道路線の廃止について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次に議案第22号「副市長の選任につき同意を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号については、11人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。したがって、そのように決定しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名します。

その氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（関屋 典君） それでは、申し上げます。

議席番号1番 御園敏之議員、2番 工藤孝弘議員、3番 河野英美議員、6番 高山佳久議員、8番 石毛隆夫議員、9番 岡沢与志隆議員、10番 向後研二議員、15番 金坂道人議員、16番 中山和夫議員、19番 平ゆき子議員、21番 三橋弘明議員。以上でございます。

○議長（中山和夫君） 以上の11人を予算審査特別委員会委員に指名します。

続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号については、人事案件のため、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。したがって、議案第22号については、委員会付託を省略することと決定しました。

なお、その他の議案については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各所管委員会にその審査を付託します。

ここで報告します。

本日、常泉健一君から、今定例会に提出するため、発議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ —————

発議案第 1 号の上程説明並びに審議

○議長（中山和夫君） それでは次に、議事日程第 2「発議案第 1 号の上程説明並びに審議」を議題とします。

発議案第 1 号を上程します。

最初に、発議案第 1 号について、提出者常泉健一君から提案理由の説明を求めます。常泉健一議員。

（22番 常泉健一君登壇）

○22番（常泉健一君） 提出者を代表いたしまして、発議案第 1 号の提案理由を御説明申し上げます。

発議案第 1 号「ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議について」であります。

本年 2 月 24 日、ロシアは、ウクライナへの軍事侵攻を開始し、一般市民を含む多数の死傷者を出しております。ロシアの武力による攻撃はウクライナへの重大な主権侵害であり、ウクライナ市民の人命被害拡大が深く憂慮されるものであります。

これは、国際法や国連憲章に違反し、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かすものであり、平和都市宣言をしている本市といたしましては断じて容認できるものではなく、厳しく非難するものであります。

政府においては、国際社会と連携し、あらゆる外交手段を駆使して、ロシア軍の即時無条件での撤退と速やかな平和の実現に全力を尽くすとともに、在留邦人の安全確保や国民生活にもたらす影響を最小限に抑えることに万全を尽くすよう強く求めるものであります。

慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（中山和夫君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

発議案第 1 号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案第 1 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定によ

り、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

————— ☆ ————— ☆ —————

休 会 の 件

○議長（中山和夫君） 次に、議事日程第3「休会の件」を議題とします。

お諮りします。明5日から16日までは報告書作成等のため休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。したがいまして、そのように決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

次の本会議は17日午後1時から開き、議案の総括審議を行います。

本日は以上で散会します。御苦労さまでした。

午前11時01分 散会

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 報告第1号から第3号並びに議案第1号から第22号の質疑後委員会付託
2. 発議案第1号の上程説明並びに審議
3. 休会の件

○出席議員

議長 中山和夫君

副議長 田畑毅君

1番	御園敏之君	2番	工藤孝弘君
3番	河野英美君	4番	横堀喜一郎君
5番	河野健市君	6番	高山佳久君
7番	西ヶ谷正士君	8番	石毛隆夫君
9番	岡沢与志隆君	10番	向後研二君
11番	杉浦康一君	12番	小久保ともこ君
14番	山田広宣君	15番	金坂道人君
17番	細谷菜穂子君	18番	鈴木敏文君
19番	平ゆき子君	20番	ますだよしお君
21番	三橋弘明君	22番	常泉健一君

————— ☆ ————— ☆ —————

○欠席議員

なし

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	豊 田 正 斗 君
教 育 長	内 田 達 也 君	理 事	山 田 隆 二 君
総 務 部 長	鈴 木 祐 一 君	企 画 財 政 部 長	麻 生 新 太 郎 君
市 民 部 長	田 中 正 人 君	福 祉 部 長	斎 藤 洋 士 君
経 済 環 境 部 長	飯 尾 克 彦 君	都 市 建 設 部 長	渡 辺 修 一 君
教 育 部 長	中 村 一 之 君	総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	渡 邊 正 統 君
企 画 財 政 部 次 長 (企画政策課長事務取扱)	木 島 成 浩 君	市 民 部 次 長 (生活課長事務取扱)	宮 本 弘 美 君
福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	平 井 仁 君	経 済 環 境 部 次 長 (商工観光課長事務取扱)	山 本 茂 樹 君
都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	白 井 高 君	都 市 建 設 部 次 長 (建築課長事務取扱)	高 橋 啓 一 君
教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	佐久間 尉 介 君	職 員 課 長	田 中 秀 一 君
財 政 課 長	中 田 喜 一 郎 君		

———— ☆ ———— ☆ ————

○出席事務局職員

事 務 局 長	関 屋 典
局 長 補 佐	鶴 岡 隆 之
議 事 係 長	金 坂 賢